

申立書

令和 年 月 日

練馬区長殿

申立人 住所 _____
氏名 _____

このたび、私が建築し、または取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議はありません。

記

1 家屋の表示 所在地 練馬区 _____
家屋番号 _____

2 家屋の住居表示
練馬区 _____

3 入居予定年月日（申立日から1～2週間程度） 令和 年 月 日

4 現在の家屋の処分方法等（カッコ内は必要添付書類）

- 持ち家を売却または売却予定（売買契約（予約）書、媒介契約書）
- 持ち家を賃貸または賃貸予定（賃貸借契約（予約）書、媒介契約書）
- 賃貸住宅、社宅等から退去（賃貸借契約書、社宅入居証明書、家主の証明書）
- 親族が所有・契約する家屋から退去（現住家屋非居住申立書）
- その他 _____

（金銭消費貸借契約書のほか区が求める書類）

5 入居が登記の後になる理由

- 抵当権設定登記を急ぐため
- その他

（具体的理由）

